

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 1. 設置の趣旨及び必要性

#### (1) 関東学院の沿革及び建学の精神

関東学院は、明治17（1884）年に横浜山手に創立された「横浜バプテスト神学校」（のちの日本バプテスト神学校）を源流として、「東京中学院」と称した旧制中学校（男子校）の流れをも汲んで、昭和2年に「財団法人関東学院」の設立を経て、今日に至る138年の伝統に立っている。本学の源流である「横浜バプテスト神学校」は、アメリカ合衆国の北部バプテスト教団の信徒による祈りと援助によって始まった。そして、彼らの祈りと援助が本学院発展の基礎を築いたことにより、寄附行為第1章第1条にあるように、その教育の理念を、「キリスト教に基づき学校教育を行うことを目的とする」とし、絶えずその実践に努めてきた。この教育の理念は、横浜バプテスト神学校初代校長A. A. ベンネットの墓碑銘“**He lived to serve**”と、関東学院になってからの初代学院長坂田祐によって選定された校訓「人になれ 奉仕せよ」に具体的に示されている。

校訓「人になれ 奉仕せよ」は、人間であることを深く自覚し、人間らしい人間になることを教育の基本命題にしたものであり、人間らしい人間とは、他者、隣人、弱者に愛をもって奉仕する者になることを説いている。本学院の教育理念を示すこの校訓は、今日の日本の社会、とりわけ、教育の現場が抱えている課題に取り組む際の基本姿勢を、十分に担い得るものと確信している。現在、本学院は、大学（大学院を含む）、高等学校2校、中学校2校、小学校2校、幼保連携型認定こども園2園を設置した総合学園に発展している。（大学の教育研究組織の概要については資料1参照）

（資料1 関東学院大学教育研究組織の概要）

#### (2) 設置の趣旨

関東学院大学法学部では、「我が国と地域社会が解決すべき新たな課題に果敢に挑戦し、地域への貢献を通して人々の幸福の増進に寄与できる人材を養成する」ことを教育研究上の目的に掲げ、同目的に合致するものとして平成29（2017）年度に地域創生学科を新設した。同学科は令和2（2020）年度に完成年度を迎え、令和3（2021）年度から地域共生人材を社会に輩出している。卒業生は、地方公務員、警察官、消防士、地域に根差した企業などで活躍を始めている。

今般設置する地域創生専攻修士課程は、キリスト教の精神に基づく校訓「人になれ 奉仕せよ」に則り、生涯をかけて教養を培う人間形成に努め、人・社会・人類のために尽くすことを通して己の人格を磨くことを体現できるとともに、倫理性・社会性を身につけた地域共生人材を養成することを目的とし、上記地域創生学科で地域に関する基礎的な知識や技能、実践力を学んだ学生や他大学において地域創生にかかわる実践的な研究活動

に取り組むために必要な法的素養を学んだ学生、加えて自治体等で働く職員や地方議員、住民などの社会人等に対して、さらにこの分野を深く探求するための専攻として、大学院法学研究科に新設するものである。

加えて、活力に満ちた地域社会の創設、ひいては、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会の創造に向けて、まち・ひと・しごと創生法の下、「地方創生」や国連で採択された「SDGs」の取組が進められている。こうした取組は、人口減少が続くわが国では急務であるが、国が全国一律に政策を進める旗を振るだけでは進展は望めない。地域のことを最も熟知する自治体や住民が地域の実情に即した取組、すなわち「地域創生」を進めていくことが求められる。本専攻は、こうした要請に対して現に神奈川県内を中心として自治体や地域で活躍する自治体職員や地域住民に門戸を開き、地域創生の理論を身に付け、実践力を高めることにより、地域創生の果実を得られることを一つの重要な目的として設置するものである。こうしたことから社会人のリカレント教育の一環としつつ、一歩進めて地域の社会人を地域共生人材に育てるための専門教育をも行うこととする。

### (3) 設置の必要性

本専攻は、上記(2)設置の趣旨で述べたとおり地域創生学科を基礎として設置するものであるが、平成29(2017)年度の同学科設置に当たっては、その必要性として大要、以下の点を挙げている。

「日本の地域社会が直面している具体的諸問題を解決するためには、実定法の理解を踏まえた上で、さらに踏み込んで、地域の課題に即した法律の具体的な制定・運用、及び、地域社会のニーズを新たな法律・政策に反映させる仕組みの理解を通して、従来型の法学科の枠を超えた実践的教育を重視する専門教育の場を設けることが必須である。その考え方の下、地域の実情と住民のニーズに的確に対応し、国や地方公共団体相互の連携を図りつつ効果的で先見性のある行政運営を主導していける創造的人材、住民の安全に配慮した地域社会を創るために必要とされる事業・サービスを担う責任感ある人材ならびに地域の特性を生かした創業や事業活動を通して魅力ある地域づくりに寄与する人材の養成が必要となる。」

この方針に基づき育成してきた本学法学部地域創生学科の卒業生のほか、本学法学部法学科や他大学において地域創生にかかわる実践的な研究活動に取り組むために必要な法的素養を学んだ学生、さらには自治体等で働く職員や地方議員、住民などの社会人等が、現代の地域社会における課題に対応できる知識に根差した実践力を身に付ける「臨床の知」研究を行い、もって地域共生を担う人材の養成を行い、その要請に応えるために大学院法学研究科に地域創生専攻(修士課程)の設置が必要である。

#### (4) 教育研究上の目的

##### ア 教育研究上の目的

地域創生専攻を設置する法学研究科の教育研究上の目的は次のとおりである。

「法学研究科は、大学の理念に基づき、倫理性・社会性を身につけた人材を育成し、博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、法学・政治学関連分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる実務を担うための卓越した能力を養う。(以下略)」<関東学院大学大学院学則第5条第2項>

この教育研究上の目的のもと、地域創生専攻では、修了要件を満たし、修士論文又は特定課題研究成果の審査によって、次のとおり資質や能力を有していると認められる者に、修士（法学）の学位を授与する。(学位授与方針)

- ・ 実践的研究能力として地域の諸課題を発見し解決に導くための柔軟な法的思考や、安全・安心な地域共生社会の創造に向けて地域社会における災害等のリスクに的確に対応できる知識・技能などを深く探求することができる。
- ・ 自治体経営戦略、自治体マーケティング、自治体の人的資源管理、自治体会計（公会計）など、マネジメントの素養を身に付けている。

##### イ 育成する人材

上記(2)設置の趣旨で述べたとおり、キリスト教の精神に基づく校訓「人になれ 奉仕せよ」に則り、生涯をかけて教養を培う人間形成に努め、人・社会・人類のために尽くすことを通して己の人格を磨くことを体現できるとともに、倫理性・社会性を身につけた地域共生人材を養成する。そのため、既設の法学研究科法学専攻では、学士課程の学修をさらに発展させて、法学の知識を必須とする専門職業人として社会に貢献しうるための豊かな学識・教養と、研究者として主体的に独創的な研究活動に取り組むための学問的基礎の修得を実現するための教育課程を編成し、体系的なシステムを提供しているが、その上で、地域創生専攻においては、本学法学部地域創生学科の卒業生、地域創生にかかわる実践的な研究活動に取り組むために必要な法的素養を学んだ学生の進学に加え、社会人リカレント教育を踏まえ、地域共生人材を育むことを目指すこととしている。

#### 2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

法学研究科には、既設の法学専攻に博士後期課程を設けている。同課程は、博士前期課程研究者養成コースの修了者や他大学大学院で修士号を取得し、さらに法学の専門的な理論や応用を研究しその深奥を深めようとする者の研究・教育を担っている。

地域創生専攻は、社会人リカレント教育の一環を担うものとして修士課程を設置することが初期の目的となるが、地域を舞台に活躍できる地域共生人材を育成していくためには、よりハイレベルな地域創生の教育・研究が不可欠である。

したがって、修士課程の完成年度以降において、博士後期課程の開設に向けて検討する。

### **3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称**

このたび設置届出を行う地域創生専攻は、「1. 設置の趣旨及び必要性」で述べたとおり、地域の実情と住民のニーズに的確に対応し、国や地方公共団体相互の連携を図りつつ効果的で先見性のある行政運営を主導していける創造的人材、住民の安全に配慮した地域社会を創るために必要とされる事業・サービスを担う責任感ある人材ならびに地域の特性を生かした創業や事業活動を通して魅力ある地域づくりに寄与する人材の養成を目指すことから、専攻の名称・学位の名称及び英訳名称を次のとおりとする。

#### **(1) 研究科の名称**

法学研究科 (Graduate school of Law)

#### **(2) 専攻の名称**

地域創生専攻 (Master's course of Law for Regional Development)

#### **(3) 学位の名称**

修士 (法学) (Master of Law)

### **4. 教育課程の編成の考え方及び特色**

※教育研究の柱となる領域 (分野) の説明も含む。

地域創生専攻の教育研究上の目的は、以下のとおりである。

「豊かで持続可能な地域共生社会の創造に向けて地域の諸課題を発見解決に導くための柔軟な法的思考や、安全・安心な地域共生社会の創造に向けて地域社会における災害・犯罪等のリスクに的確に対応できる知識・技能などを深く探求し、実践的研究能力を身に付けることを目的とする。一方で、神奈川県内を中心として自治体や地域で活躍する自治体職員や地域住民に門戸を開き、地域創生の理論を身に付け、実践力を高めることにより、地域創生の果実を得られることを一つの重要な目的とし、社会人のリカレント教育の一環としつつ、一步進めて地域の社会人を地域共生人材に育てるための専門教育を行う。加えて、自治体経営戦略、自治体マーケティング、自治体の人的資源管理、自治体会計 (公会計) など、自治体経営の視点がますます重要になっていることから、マネジメントの素養も培う。」

この教育研究上の目的を達成するため、本専攻の専任教員 (研究指導教員) は、社会科学の分野の中でも多様な研究領域 (分野) から構成する。6名の研究領域は、「地方自治・行政法」、「公共政策・行政学」(2名)、「公共政策・ソーシャルワーク」、「社会保障法・社会保障論」、「社会学・社会システム」であり、相互に隣接する領域も連携してカバーできるよう、教育研究体制を整えている。なお、自治体経営にかかわる領域については、経済学研究

科経営学専攻の兼任教員の協力を得てカバーする。

### (1) 教育課程編成の考え方

上記「教育研究上の目的」を踏まえ、このたび設置する地域創生専攻は、①本学法学部地域創生学科を卒業した学生、②地域創生にかかわる実践的な研究活動に取り組むために必要な法的素養を学んだ学生、③自治体等で働く職員や地方議員、住民などの社会人を主たる対象として、現代の地域社会における課題に対応できる知識に根差した実践力を身に付ける「臨床の知」研究を行い、地域共生人材を育成することとしていることから、教育課程編成にあたっては、本学法学部地域創生学科の教育課程に連動するとともに、自治体等での実務経験を有する者に対して、実務との連携が図れるように組成している。

具体的な教育課程としては、講義科目、演習科目、研究指導科目に大別し、実践的・専門的な知識を養う科目体系と、自己の研究活動を連動させた修士論文執筆又は特定課題研究成果（リサーチペーパー）作成のためのカリキュラムを編成することとしている。

### (2) 専門科目を構成する分野の概要

ア 講義科目は、専攻主要科目、地域創生系科目、公法系科目、マネジメント系科目の授業科目区分により構成し、専攻分野の知識を深めるとともに、地域創生を担う人材として必要な関連知識を修得できるカリキュラムを編成する。

イ 演習科目は、専攻分野に即した実地研究等に取り組み、地域で生起する様々な課題に対応できる地域共生人材としての実践能力を涵養する。

ウ 研究指導科目は、担当の研究指導教員の下で修士論文執筆又は特定課題研究成果（リサーチペーパー）作成に取り組むことで、修士としての総合的研究能力を育成する。

エ 修士論文執筆又は特定課題研究成果（リサーチペーパー）作成の指導は、各 Semester において、地域創生専攻の複数の教員が参加する研究会形式により行う。これにより、幅広い視野と精深な学識を修得し修士論文又は特定課題研究成果（リサーチペーパー）として結実するとともに、積極的かつ的確なコミュニケーション能力を育成する。

### (3) 授業科目の構成

ア 講義科目

講義科目は、専攻主要科目は「地域創生論講義（自治体行政）」「地域創生論講義（社会保障）」「地域創生論講義（コミュニティ）」「地域創生論講義（社会システム）」「地域創生論講義（政策法務）」「地域創生論講義（地方創生）」の6科目（12単位）、地域創生系科目は「行政学講義」「地域社会論講義」「地域環境政策論講義」「地域DX推進論講義」「ソーシャルビジネス論講義」「防災・復興論講義」「SDGs実践論講義」「地域安全政策論講義」「地方財務会計論（特論）」「地方議会論講義」の10科目（20単位）、公法系科目は、「地方自治法基礎講義」「地方自治法特殊講義」「行政法基礎講義」「行政法

特殊講義」「社会保障法基礎講義」「社会保障法特殊講義」の6科目(12単位)、及びマネジメント系科目は「現代企業論特殊講義」「経営財務論特殊講義」「現代ツーリズム特殊講義」「地域商業論(特論)」「マーケティング・コミュニケーション論特殊講義」「コストマネジメント論特殊講義」の6科目(12単位)でそれぞれ構成している。いずれも選択科目としているが、専攻主要科目は、指導教員の担当する1科目(2単位)を必修として選択する。

#### イ 演習科目

演習科目は、「地方自治法専門応用(演習)1」「地方自治法専門応用(演習)2」「社会保障法専門応用(演習)1」「社会保障法専門応用(演習)2」「防災・復興論専門応用(演習)2」「地方議会論専門応用(演習)1」「地方議会論専門応用(演習)2」「行政学専門応用(演習)1」「行政学専門応用(演習)2」の14科目(各1単位・14単位)で構成しており、指導教員の担当する2科目(2単位)を必修として選択する。

#### ウ 研究指導科目

研究指導科目は、修士論文を選択した場合、「合同論文指導Ⅰ～Ⅳ」(4科目6単位)、特定課題研究を選択した場合、「特定課題研究Ⅰ・Ⅱ」(2科目2単位)、「合同リサーチペーパー指導Ⅰ・Ⅱ」(2科目4単位)を必修科目として構成している。

### 5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

※研究指導スケジュール、学位論文審査、倫理審査の説明も含む。

#### (1) 教育方法

##### ア 基本的な考え方

教育方法の基本的な考え方として、講義科目のうち、専攻主要科目を導入科目として履修した上で、以降、学生の専門的分野や実務に即した関心分野を踏まえた講義科目を順次履修し、演習科目・研究指導科目による指導教員からの指導を得て、修士論文又は特定課題研究成果の作成に向けて段階を踏んで履修することとしている。地域創生専攻の修了要件及び履修方法は、必修科目10単位(講義科目2単位、演習・研究指導科目8単位)、選択科目20単位以上、合計30単位以上(年間履修科目の登録の上限:28単位)としており、1年次で必修科目6単位、選択科目14単位以上の単位修得が可能となるように時間割を作成している。2年次では必修科目である研究指導科目4単位のほか、1年次で単位を修得できなかった科目を履修することができる。なお、長期履修制度を利用する場合には、最終年次に研究指導科目を履修する。

##### イ 合同指導科目について

研究指導科目のうち「合同論文指導Ⅰ～Ⅳ」(修士論文を選択した場合)又は「合同リサーチペーパー指導Ⅰ・Ⅱ」(特定課題研究を選択した場合)は、学生及び研究指導教員全員参加の研究会方式により多角的視点から議論を行い、研究をブラッシュアップさせる。成績評価も研究指導教員全員の合議により単位認定を行う。

なお、大学院設置基準第 18 条を適用して最短 1 年間の履修により修了する短期履修制度を利用する学生に対して、「合同リサーチペーパー指導 I・II」（特定課題研究を選択した場合）を 1 年次で履修できるように科目配当する。

#### ウ 履修順序について

履修順序については、導入編として専攻主要科目を 1 年次春学期に配置している。他の講義科目（選択）は、1 年次から開講し、学生の専門性を生かして履修計画が立てられるようにしている。その際、地域創生系、公法系、マネジメント系の 3 区分をまんべんなく履修することによるオールラウンドな能力を身に付けることができ、その上でいずれかを重点的に履修することにより、専門性を磨くことができるよう配慮している。

演習科目は基本的には 2 年次に履修するよう計画しているが、短期履修制度を利用する学生には、1 年次での履修も認める等の配慮をする。

修士論文又は特定課題研究の指導となる研究指導科目は、1 年次から継続的・段階的に指導を深めていく。

(資料 2 関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻博士前期履修モデル案（地方創生）)

(資料 3 関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻博士前期履修履修モデル案（政策法務論）)

(資料 4 関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻博士前期履修履修モデル案（社会保障法）)

#### エ 社会人学生への配慮について

自治体職員や地方議員などの社会人が対面講義や演習、研究指導に出席できるようにするため、大学院設置基準第 14 条による教育方法として、昼夜開講制及び土曜開講を採り入れる。

## (2) 履修指導

#### ア 入学前の事前相談について

地域創生専攻への入学希望者に対しては、入学試験の前に事前協議を行い、入学の動機、実務経験、希望する分野・指導教員などを聞くことにより、本専攻で提供する学修内容と学生の希望する学修内容との間に齟齬が生じないように適切に調整を行う。

#### イ 指導教員について

学生は、入学の際、研究指導を希望する教員を申告する。この希望に対して、履修登録時（4 月上旬）までに法学研究科委員会（以下「研究科委員会」）において指導教員を決定し、学生は当該教員の指導のもとに所定の研究を行う。なお、特別の事情により、研究内容・指導教員の変更の必要性が生じた場合には、研究科委員会において審議する。学生には、変更に関する相談体制について、研究科委員長、地域創生専攻主任に加え指

導教員がその任を担っていることを入学初期に伝え、指導を行っていく。

#### ウ 履修指導について

履修指導については、指導教員が行う。学生は、指導教員の指導のもと、必修科目 10 単位、選択科目 20 単位以上、合計 30 単位以上（年間履修科目の登録の上限：28 単位）を修得できるよう科目を選択して履修計画を立てる。履修登録は、4 月の春学期開始時に当年度分について行うこととし、9 月の秋学期開始時に必要に応じて秋学期分を変更できることとする。指導教員は、学生の希望を尊重しつつ、実務経験、これまでの学修状況、就学上の諸課題、修了後の進路などを十分に考慮して履修指導を行うとともに、研究指導を行う。

### (3) 研究指導

#### ア 研究指導体制と倫理審査

##### i. 研究指導体制

研究指導は、指導教員が中心となり行うが、自治体職員、地方議員など入学する学生の背景は様々で実務経験や修了後の職務の職域も一様ではないことから、多角的視点からの指導を補完するため他の研究指導教員と連携した体制を確保する。

指導教員は、研究方法、文献レビューの方法など、学生の研究計画の立案、研究計画書の作成及び研究を通してテーマを追究するように、また成果を論理的かつ系統的に記述・考察させ、修士論文又は特定課題研究作成へと導く。

##### ii. 倫理審査

倫理審査は、「関東学院大学研究倫理基準」、「関東学院大学における人に関する研究倫理規程」、「関東学院大学生物実験倫理規程」、「関東学院大学動物実験等の実施に関する規程」に基づき、人に関する研究倫理委員会、生物実験委員会、動物実験委員会のうちから該当する委員会を選んで研究計画書を提出するものとする。審査結果を受領した後には研究計画を決定し、研究を開始する。

(資料 5 関東学院大学研究倫理基準)

(資料 6 関東学院大学における人に関する研究倫理規程)

(資料 7 関東学院大学生物実験倫理規程)

(資料 8 関東学院大学動物実験等の実施に関する規程)

### (4) 修了までのプロセス

#### ア 入学時 4 月：指導教員の決定

学生は入学試験前に行った事前協議を踏まえ、入学直後に研究指導教員のうちから研究指導を希望する教員を申告し、研究科委員会で決定する。

#### イ 1 年次 4 月：履修計画の指導

学生は、指導教員の指導のもとで履修計画を立て、履修登録を行う。



ウ 1年次9月：修士論文指導願の提出・修士論文指導教員の決定

修士論文又は特定課題研究成果を提出しようとする者は、所定の「修士論文指導願」又は「特定課題研究指導願」を研究科委員会に提出する。研究科委員会は、提出され指導願に基づき、修士論文又は特定課題研究の指導に関わる指導教員を決定する。なお、原則として入学時4月に決定された教員が引き継ぐが、特別の事情等によりやむを得ず指導教員を変更する必要がある場合、学生は当該指導願によりその旨申し出を行うこととし、研究科委員会は、変更の可否とともに指導教員の決定を審議する。

エ 1年次1月～3月：研究課題の決定

修士論文又は特定課題研究成果を提出しようとする者は、個別の研究テーマに基づく研究の進捗状況を指導教員に報告して確認を受けるとともに、所定の「研究計画書」を研究科委員会に提出する。

オ 1年次2月～2年次5月：倫理委員会での審査

人に関する研究倫理委員会、生物実験委員会、動物実験委員会のうちから該当する委員会を選んで研究計画書を提出する。審査結果を受領した後に研究計画を決定し、研究を開始する。

カ 2年次10月：中間報告会

修士論文又は特定課題研究成果を提出しようとする者は、10月に研究科委員会が主催する中間報告会に出席し、中間報告の発表を行う。なお、在学2年を超えて翌年度春学期修了を希望する者については、中間報告会を翌年度4月に開催する。

キ 2年次1月：報告会、修士論文・特定課題研究成果の提出

修士論文又は特定課題研究成果を提出する者は、指導教員の許可を受け、所定の「修士論文題目決定届」又は「特定課題研究成果題目決定届」を期日（11月中旬、在学2年を超えて春学期末修了を希望する者については5月下旬）に提出する。次いで、1月上旬に研究科委員会が主催する報告会で発表を行い、その場における質疑応答等に基づいて論文の修正を行う。修士論文又は特定課題研究成果の提出締切りは、1月下旬とする。この日までに提出できなかった場合には、6月下旬に提出することもできる。

ク 2年次2月：修士論文又は特定課題研究成果の審査と最終試験

修士論文又は特定課題研究成果を提出した者は、2月に実施する最終試験（口頭試験）を受ける。6月提出者については、7月に実施される最終試験を受ける。

ケ 2年次3月：修士課程の修了及び学位の授与

最終試験後に研究科委員会で修士課程修了の可否判定を行い、その結果に基づき、学長が合格者に対して修士（法学）の学位を授与する。6月提出者については、9月に学位が授与される。

（資料9 関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻研究指導計画（研究指導の流れ））

## (5) 審査体制と公表方法

### ア 修士論文又は特定課題研究成果の審査

修士論文・特定課題研究成果審査委員会（以下「審査委員会」）は、主査と2名以上の副査をもって構成する。当該学生の指導教員が主査を、指導教員以外の研究指導教員が副査を担当する。修士論文又は特定課題研究成果の審査は、関東学院大学学位規則及び大学院法学研究科修士論文・特定課題研究成果内規に基づき、法学研究科修士論文・特定課題研究成果審査基準により行う。

審査基準は、次のとおり構成する。

#### i) 修士論文

研究目的の明確性、研究主題・研究方法・内容の適切性、知識、先行研究の適格性、概念・用語の適切性、章立て等の妥当性、論理展開の一貫性、考察・結論の説得性、図表の体裁、図表と本文の適合性、要旨の適切性、研究倫理の12項目

#### ii) 特定課題研究成果

研究目的の明確性、研究主題・研究方法・内容の適切性、知識、概念・用語の適切性、論理展開の一貫性、事例の十分性、考察・結論の説得性、実践・実務への応用可能性、図表の体裁、図表と本文の適合性、研究倫理の10項目

この審査基準によって修士の学位の質を担保する。修士論文又は特定課題研究成果の審査の最終決定は、審査委員会の審査結果を受けて、研究科委員会で行う。

上記のように、論文又は研究の質の担保、審査の厳格性及び透明性については、中間報告会（最終年次10月）に加えて報告会（最終年次1月上旬）を研究科主催で開催し、全研究指導教員が参加してのその場における質疑応答等に基づいて論文の修正を行うことで、それぞれ確保する。

(資料10 関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻修士論文審査基準案)

(資料11 関東学院大学大学院法学研究科地域創生セ咽喉特定課題研究審査基準案)

### イ 公表方法

学位授与が決定した修士論文又は特定課題研究成果については、全文を冊子にし、本学図書館へ配架し公表する。また論文又は特定課題研究成果の題目について、本学ホームページに掲載する。

## (6) 修了要件

法学研究科地域創生専攻（修士課程）の修了要件は、大学院設置基準第16条（博士課程の前期の課程の修了要件）に則り、本学研究科地域創生専攻（修士課程）に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定課題研究成果の審査及び試験に合格することである。修了所要単位数は、必修科目10単位（講義科目2単位、演習・研究指導科目8単位）、選択科目（講義科目）20単位以

上、合計 30 単位以上である。

なお、地域創生専攻入学前に科目履修生として修得した単位を加えて上記の修了所要単位数を満たした場合は、大学院設置基準 18 条の規定に基づき在学期間を短縮し、最短で 1 年で修了できるようにする。

## **6. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合**

### **(1) 特定課題研究の方法**

特定課題研究は、地域創生専攻の設置の趣旨に適うテーマとして、自治体等の取組み等にターゲットを当て、ヒアリング調査を実施した上で、以下の内容をリサーチペーパーにまとめる方法で行う。

- ① 当該取組の前提となる課題事実等
- ② 取組の概要・成果
- ③ 取組の課題
- ④ 政策提案
- ⑤ エビデンス資料

### **(2) リサーチペーパーの作成**

リサーチペーパーは、研究成果を実証できるものとして、2 万字程度の分量を目安とする。

### **(3) 指導・審査体制**

審査にあたっての評価基準として、①研究目的の明確性 ②研究主題・研究方法・内容の適切性、③知識、④概念・用語の適切性、⑤論理展開の一貫性、⑥事例の十分性、⑦考察・結論の説得性、⑧実践・実務への応用可能性、⑨図表の体裁、⑩図表と本文の適合性、⑪研究倫理とし、指導教員は上記の点を意識して指導を行う。特定課題研究成果の審査は、「5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件（3）～（5）」に記したとおり、原則として修士論文と同一の指導及び審査体制を執ることで、教育研究水準を確保する。最終試験として指導教員を含む地域創生専攻の全教員が出席し、発表、質疑を実施することで、十全な研究成果を上げられるようにする。

## **7. 基礎となる学部との関係**

### **(1) 法学部地域創生学科の教育課程**

法学部では、教育研究上の目的を「法学部は、大学の理念に基づき、法的な視点に立って、現代社会で発生する様々な課題に対し、強い倫理観を持って適切に対処できる能力を持った良識ある社会人・職業人として社会で活躍できる人材を育成する。」とし、さらに、地域創生学科では「安全で安心して暮らすことのできる地域社会の創造と魅力

ある地域づくりを、自助・共助・公助の精神のもとで担うことのできる人材を育成する。」  
〈関東学院大学学則第4条第2項〉とし、この目的の下に学位授与方針と教育課程の  
編成・実施方針を定めている。

地域創生学科の教育課程は、次のとおり構成されている。

- ① 教育課程は、共通科目及び専門科目により体系的に編成する。
- ② 共通科目は、全学的な教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏  
まえて編成するとともに、教養科目、保健体育科目、外国語科目、地域演習科目か  
ら構成する。また、キリスト教、初年次教育、キャリアデザイン、英語の学習を必  
須とする。
- ③ 専門科目は、次のように学部基幹科目、専門科目群、ゼミナールで体系的に編成す  
る。

（学部基幹科目）

- ・ 法学を学ぶうえでの基幹をなす法学の基礎、憲法、民法総則、刑法総論を選択必修  
科目とし、法学の基礎を身に付ける。また、地域創生概論を通じて、専門科目のコ  
ース選択に繋げる。

（専門科目）

- ・ 専門科目群（地域創生基礎科目群、地域デザイン科目群、地域安全科目群、地域創  
生特論科目群、法律科目群）に次の2つのコースの専門選択必修科目を編成し、各  
コースの専門を体系的に学ぶ。また、プレゼミナールでの大学の学習に必要な能動  
的な学習姿勢やスキルを身に付ける学習を踏まえて、ゼミナールでの専門分野の学  
習に進むという段階を重ね、最終成果を卒業論文で集大成する。

【地域デザインコース】

- ・ 地方公務員（行政職）、地域に根差したNPOの職員、地域自治活動リーダーになる  
ことや、地域に貢献する企業で活躍することを目指し、地域の諸課題を解決に導き、  
魅力ある地域づくりを担うのに必要な専門知識を身に付ける。

【地域安全コース】

- ・ 警察官・消防士等の公務員、防災関連企業やNPOの防災リーダーとして活躍するこ  
とを目指し、安全・安心な地域社会を創り出していくのに必要な専門知識を身に付  
ける。

## （2）地域創生専攻の教育課程と法学部地域創生学科の教育課程との関係

地域創生専攻は、法学部地域創生学科を基礎として法学研究科に開設することから  
「大学の理念に基づき、倫理性・社会性を身につけた人材を育成し、博士前期課程は、  
広い視野に立って精深な学識を授け、法学・政治学関連分野における研究能力又はこれ  
に加えて高度の専門性が求められる実務を担うための卓越した能力を養う。（以下略）」  
とする教育研究上の目的のもとに学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を定め、教

育課程を編成している。〈関東学院大学大学院学則第5条第2項〉

講義科目の「専攻主要科目」及び「地域創生系科目」は、法学部地域創生学科の専門科目の応用に位置付けられ、学部教育がステップとなる。また、同様に講義科目の「公法系科目」についても地域創生学科の教育課程と連動している。具体的には、地域創生学科の専門科目のうち、「学部基幹科目群」が地域創生専攻の「公法系科目」の基礎をなし、同様に地域創生学科の「地域創生基礎科目群」、「地域デザイン科目群」、「地域安全科目群」が地域創生専攻の「専攻主要科目」、「地域創生系科目」の基盤となる。本学法学部法学科卒業生は、地域創生学科の専門科目を履修できることから、支障なく地域創生専攻に連動することが可能である。他大学卒業生等については、学部で修得した科目との関連を踏まえながら学部教育との連動が図れるよう指導を行う。

なお、「マネジメント系科目」については、既設の本学経済学研究科経営学専攻からの科目提供となり、その基本となる経営学部の講義についても、地域創生学科で他学部受講科目として認めている。

演習科目及び研究指導科目については、地域創生学科のゼミナールを担当している研究指導教員が、より高度な教育研究を行うものであり、相当の関連性を有するものである。

本専攻が重視する社会人リカレント教育については、自治体職員、地方議員等の実務経験に基づき、地域創生専攻での教育との有機的連動を図り指導する。

(資料12 関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻カリキュラムマップ案)

## **8. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合**

### **(1) 遠隔（オンライン）授業の導入**

地域創生専攻の設置趣旨を踏まえ、自治体職員などの学生の教育研究の利便を考慮し、遠隔地に勤務する学生を中心に、遠隔（オンライン）による授業を導入する。どの科目（全ての科目の場合も含む）を遠隔（オンライン）授業とするかは、指導教員と学生とで協議し、他の研究指導教員や各科目の講師と調整し、臨機応変に対応する。

また、1科目の全ての回をオンライン又は対面と区別するのではなく、授業回によりオンラインと対面を組み合わせることや、同一授業回でも一部オンラインで学んだ上で対面授業に出席する反転授業も可能とする。

履修する場所については、学生の自宅、勤務先、駅などに設置されるワーキングスペースなど、学生が履修できる環境が整っていれば可能とする。ただし、プライバシーの保護などに留意し履修場所を確保するものとする。

遠隔授業方式（メディア授業）を採用し、学生の移動にともなう時間的な負担を解消する。メディア授業は本学の学部の授業でもすでに実施されており、面接授業と同等の教育効果が得られている。本専攻においても、メディア授業を積極的に活用するとともに、メディア授業に対する組織的サポート体制を確保する。学習支援システム（manaba）、Zoom・

Microsoft Teams 等のマニュアルや活用事例集を用意し、学生ごとに人的、技術的ケア態勢を整えることで、授業実施において支障は生じない。

## (2) 多様なメディアの高度利用

### ア 講義科目

学生と講義担当教員との調整により、オンデマンド型（インターネット配信方式等）又は同時双方向型（テレビ会議方式等）のいずれも可能とする。ただし、同じ講義科目で対面出席学生とオンライン出席学生が混在する場合は、いずれかに不利益や過度な負担がかからないように留意して行う。

オンデマンド型の場合は、YouTube 又は Microsoft Teams で配信した録画データの URL を learning management system (manaba) で学生に周知し、視聴に供する。また、manaba を用いて質問等を随時受け付けることで、授業効果を確保する。

同時双方向型の場合は、Zoom 又は Microsoft Teams により行う。この場合も、講義科目の担当教員及び対面出席学生とコミュニケーションを図り、意見交換ができるように対応する。

### イ 演習科目及び研究指導科目

学生と講義担当教員との調整により、原則として Zoom 又は Microsoft Teams を用いた同時双方向型により行い、ディスカッションの機会を確保する。また、研究指導科目は、face to face の重要性にも鑑み必要に応じて対面実施できるように臨機応変に調整する。

## (3) 学則上の根拠

関東学院大学大学院学則第 9 条第 2 項で準用する関東学院大学学則第 9 条の 2 第 2 項の規定による。

「(授業の方法)

第 9 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。」

## 9. 「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施

本学では、平成 5 年に開設した文学研究科英語英米文学専攻修士課程を皮切りに、その後展開された、経済学研究科経営学専攻修士課程（平成 6 年）、文学研究科社会学専攻修士課程、法学研究科法律学専攻（現法学専攻）修士課程（平成 7 年）、文学研究科比較日本文化専攻修士課程（平成 18 年）及び看護学研究科看護学専攻修士課程（平成 29 年）において、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例、すなわち、昼夜開講制を実施

している。

今回設置する法学研究科地域創生専攻では、学部からの進学者のほか、現職の地方公務員、地方議員などに対して、修了後、それぞれの現場において、中核的な役割を担うとともに、実践現場での牽引的な役割を担い、地域創生全般に貢献できる高度専門人材の育成を目指すこととしていることから、社会人に対し、勤務を継続しながら学修できる環境を提供するため、行政機関や企業等が多く立地している横浜市関内地区に校舎を新設し、教育研究用の教室及び大学院生用の自習室等を配置するとともに、授業時間帯などを工夫するなどにより、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、社会人の受け入れ、教育及び学生の学習に支障が生じないように運営する。

### **(1) 修業年限（長期履修制度による対応）**

関東学院大学大学院学則第6条に定めるとおり、標準修業年限は、2年間とする。ただし、同第9条の2の規定により、勤務を継続しながら学修できる環境を提供するため、職業を有しているなどの事情により、学生から標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨の申し出があったときは、関東学院大学大学院長期履修学生規程に定める長期にわたる教育課程の履修により対応する。

(資料13 関東学院大学大学院長期履修学生規程)

### **(2) 履修指導及び研究指導の方法**

入学の際、地域創生専攻の研究指導教員から、研究科委員会が指導教員を決定する。この指導教員が学生の職業上のキャリア発達が有効となるように配慮しつつ、学生の希望を尊重し、実務経験・実践並びに学修能力等・学修上の諸課題・修了後の進路などを十分に考慮して履修指導を行う。

なお、入学希望者が特定の分野、科目に偏った場合は、研究科委員会で検討し、指導態勢を調整する。

研究指導の方法は、指導教員が個々の学生の学問的な関心や興味、指向に合わせた研究テーマの設定、論文作成のための指導のほか、必要に応じて実施するフィールドワークなどを有機的に連携させて行う。

### **(3) 授業の実施方法**

地域創生専攻における教育は、「5 教育方法、履修指導・研究指導の方法及び修了要件」で述べたとおり、講義科目と演習科目の履修及び修士論文又は特定課題研究成果作成のための研究指導とから構成している。講義科目は学生の履修順序の裁量を広げるとともに、短期履修学生にも配慮し1～2年次のいずれも履修できるように配置している。演習科目と研究指導科目は、研究の進捗に合わせ段階的に履修できるよう年次進行

としている。

この科目配置とともに、社会人学生の学習負担の軽減を図るため、一部の授業について、可能な限り夜間や土曜日に開講する。なお、授業時間帯は、社会人に配慮して、平日については1講時から7講時まで（午前8時50分～午後10時10分、夜間の授業時間帯は、6講時（午後6時45分～午後8時25分）と7講時（午後8時30分～午後10時10分）とする。土曜日については1講時から5講時まで（午前8時50分～午後6時40分）とする。また、殊に研究指導における社会人学生への配慮は、学生の事情と指導教員の負担とを考慮して指導時間を設定するとともに、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させるいわゆるオンライン授業を積極的に活用する。

長期履修制度利用学生の基本的な履修方法については、「5 教育方法、履修指導・研究指導の方法及び修了要件」に記載しているとおりである。

#### **(4) 教員の負担の程度**

1学年の学生の収容定員を3人と限定し、地域創生の学問的な特性に合わせて、法学・政治学分野のみならず、経済・経営分野などの広範囲な分野に及ぶ専門科目を開講することなどにより、教育の質を確保しつつ、教員1人あたりに負担が過度に重くなることはないようにしている。しかしながら、本研究科の専任教員は、全員が既設の法学部の教育も担当するため、今後、研究科と学部との教育の有機的連携を図る等、カリキュラムや教員の編成も必要に応じて見直しも検討するなど、大学院教育に関わる教員の負担が重ならないよう配慮する。

#### **(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置**

##### **ア 図書館・情報処理施設等の利用方法**

法学研究科が使用する教室等を配置する横浜・関内キャンパスには、デジタル図書館が配置される他、ラーニング・コモンズ内に自習室が配置される。情報処理施設としては、キャンパス内の学生が滞在するエリアにはすべて無線LAN設備を整える。本研究科の収容定員は、既設の法学専攻が10名、地域創生専攻が6名であり、デジタル図書室及び情報処理施設の活用で、学生の研究、学生活動に支障はないと考えている。

- 1) 関内キャンパスでは、デジタル図書室に約13,000冊、ラーニングコモンズに約2,000冊の冊子資料を備え、洋書・専門書等は金沢八景キャンパス本館から取り寄せが可能である。電子化を推進し、電子ブック、電子ジャーナル、データベース等の電子リソースを中心に提供する一方で、対面での貸出、自動貸出機やスマートフォンアプリでの貸出も行う。また、文献の取り寄せやレファレンスサービスを行う他、データベースを使った文献検索講習を実施する。



デジタル図書室は、夜間も開館（平日午前8時50分から午後9時、土曜午前8時50分から午後7時）し、常時学生が利用できる体制を整える。

- 2) 情報処理設備としては、学生が滞在するエリアに学内無線 LAN が整備され、教室をはじめ、デジタル図書室やラーニングコモンズ等において学生が持参した PC を介して学内ネットワーク、インターネット接続が可能であり、Zoom や Microsoft Teams を利用したオンライン授業も受講可能となる。また、貸出用の PC も整えるため、PC を持参しない学生にも対応は可能である。

## イ 学生の厚生に対する配慮

学生生活を送る上で必要な厚生関係等については、就学上の諸手続、健康管理、食堂、書籍・日用品等の購入などに配慮がなされており、学生の学習及び学生生活に支障が生じないよう次のとおり運営する。

- |              |   |
|--------------|---|
| ①教務部         | (平 日) 午前8時30分～午後5時<br>(土曜日) 午前8時30分～午後12時30分    |
| ②学生支援部       | (平 日) 午前8時30分～午後5時<br>(土曜日) 午前8時30分～午後12時30分    |
| ③学部庶務課       | (平 日) 午前8時30分～午後4時30分<br>(土曜日) 午前8時30分～午後12時30分 |
| ④学院保健センター    | (平 日) 午前8時30分～午後6時50分<br>(土曜日) 午前8時30分～午後12時30分 |
| ⑤カウンセリングセンター | (平 日) 午前9時～午後5時                                 |
| ⑥ラーニングコモンズ   | (平 日) 午前8時50分～午後9時<br>(土曜日) 午前8時50分～午後7時        |
| ⑦デジタル図書室     | (平 日) 午前8時50分～午後9時<br>(土曜日) 午前8時50分～午後7時        |
| ⑧ナレッジカフェ     | (平 日) 午前10時～午後5時                                |
| ⑨ブックカフェ      | (平日・土休日) 午前11時～午後10時                            |
| ⑩カフェ         | (平日・土休日) 午前11時～午後9時                             |

## ウ 必要な職員の配置

法学研究科地域創生専攻開設後は、研究科の学生に関する事務手続きは、学部の事務室（学部庶務課、教務課）で対応することとしているが、夜間については、既設学部等の事務室との連携により、午後7時まで対応可能とする。

## (6) 入学者選抜の概要

入学試験の前に事前協議を行い、入学の動機、実務経験、希望する研究分野・領域・指導教員などを聞くことにより、本専攻で提供する学修内容と学生の希望する学修内容との間に齟齬が生じないように適切に調整を行う。

長期履修制度又は短期履修制度を希望する入学希望者については、出願前に必ず教員と相談し、履修の見込みや方法、勤務先の上承を得ることなど綿密に事前確認を行う。その上で入学試験を行う。

## 10. 入学者選抜の概要

### (1) 入学者受入方針

法学研究科地域創生専攻の入学者受入方針は、次のとおりである。

#### ア 求める学生像

地域創生にかかわる実践的な研究活動に取り組むために必要な法的素養を修得していることを求める。また、社会人においては、実践的知見を有していることを求める。

#### イ 入学者選抜において評価する点

地域にかかわる基礎的な知識を有し、実践的な研究活動に取り組む意欲があるかどうかを評価する。また、社会人においては、地域にかかわる活動実績及び研究計画により地域に貢献できるかどうかを評価する。

#### ウ 入学前学習として求めること

研究する専攻分野における法律等及び実践事例について、理解を深めておくことを求める。

### (2) 入学者選抜方法

法学研究科の法学専攻では、入学者受入方針を踏まえ、入学者を一般入学試験、学内推薦入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験により選抜しており、地域創生専攻でもこれを踏襲するとともに、新たに自治体推薦入学試験を導入する。

#### ア 出願資格

##### 1) 一般入学試験

下記のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者及び入学年度の前年度3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法の規定により学士の学位を授与された者及び入学年度の前年度3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び入学年度の前年度3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することに

より当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び入学年度の前年度 3 月までに修了見込みの者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び入学年度の前年度 3 月までに修了見込みの者

(6) 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び入学年度の前年度 3 月までに授与される見込みの者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び入学年度の前年度 3 月までに修了見込みの者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 入学年度の前年度 3 月 31 日時点で大学に 3 年以上在学し、または外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時（4 月 1 日現在）に 22 歳に達している者

## 2) 学内推薦入学試験

関東学院大学を前年度 3 月までに卒業見込みの者で、学業成績及び人物ともに優れ、出願に先立って当該学部より推薦され、本研究科が出願を認めた者

## 3) 社会人入学試験

以下の①または②に該当し、在職経験がある者または現在在職している者（家事専従者を含む）

① 学校教育法に定める大学を卒業した者

② 入学時（4 月 1 日現在）満 25 歳以上の者で、一般入学試験の出願資格のいずれかに該当する者（ただし、卒業（修了）見込みの者を除く）

## 4) 外国人留学生入学試験

外国籍を有し、入学後在留資格（留学）を取得できる者で、以下のいずれかに該当する者

① 外国人留学生として大学を卒業した者及び前年度 3 月卒業見込みの者

② 一般入学試験の出願資格（2）～（10）のいずれかに該当する者

## 5) 自治体等推薦入学試験

次に掲げる地方公共団体等の職員（議員・警察官・消防士含む）で、社会人入学試験の出願資格のいずれかに該当し、出願に先立って当該団体の任命権者より推薦され、本研究科が出願を認めた者

神奈川県・岩手県・福島県・横浜市・横須賀市・鎌倉市・逗子市・  
三浦市・葉山町・茅ヶ崎市・小田原市・東京都東大和市・群馬県上野村・  
沖縄県与那原町・沖縄県西原町・横須賀市役所・横須賀商工会議所 計 17 団体

#### イ 入学者選抜方法

##### 1) 一般入学試験及び外国人留学生入学試験

小論文及び面接（研究計画、将来の進路等についての口頭試問）により総合的に判定し、入学者を選抜する。

##### 2) 学内推薦入学試験

面接（研究計画、将来の進路等についての口頭試問）により判定し、入学者を選抜する。

##### 3) 社会人入学試験

面接（研究計画、将来の進路等についての口頭試問）により判定し、入学者を選抜する。

##### 5) 自治体等推薦入学試験

面接（研究計画、将来の進路等についての口頭試問）及び指定団体からの推薦書により判定し、入学者を選抜する。

#### ウ 入学時期及び入学者選抜の実施時期

##### 1) 入学時期

4 月（開設時：令和 5（2023）年 4 月）

##### 2) 選抜時期

9 月及び 2 月（令和 5（2023）年度入試：2 月を予定）

##### 3) 選抜体制

地域創生専攻を含む法学研究科の入試区分ごとの募集人数、選抜方法、試験日程、入学試験実施体制については、入試に関する基本事項を審議する大学入学者選抜委員会において決定する。

入学試験における出願の可否の審議と入学者の合否判定については、法学研究科委員会が行う。

## 11. 教員組織の編制の考え方及び特色

### (1) 教員組織の編制の考え方

#### ア 教員の構成

地域創生専攻の教員構成は、専任の教授 5 名、准教授 1 名の合計 6 名とし、いずれも研究指導教員となる。また、本専攻の基礎となる法学部地域創生学科の専任教員を兼ねる。そのうち 2 名は博士の学位を有するほか、全員十分な研究業績を積んでおり、専門分野の研究に長けている。一方で自治体の幹部職を経験するなど地域創生の実務経験を有している教員が 5 名おり、現代の地域社会における課題に対応できる知識に根差

した実践力を身に付ける「臨床の知」研究を行い、地域共生人材を育成することができる教員構成を確保している。

また、研究分野は、行政法、行政学、政治学、地方自治論などの法・政治・行政系、にあつては法学部の専任教員を、また、財政学、経営学などのマネジメント系にあつては、総合大学としてのメリットを活かし、経営学部の専任教員を、兼担の教員として8名、加えて、地域創生に関する実務や研究の経験を有する兼任の教員を4名配置している。

#### イ 教員の負担の程度

専任教員は、全員が既設の法学部地域創生学科の教育も担当しているため、本専攻の開設前に比べ開設後では授業担当時間数が増えることになる。この負担増に対応するため、学部の授業のうち、講義科目はカリキュラム維持のため現在の負担を維持するが、ゼミナール等の演習科目は複数クラス開講となっているため、教育効果を低下させない範囲内での学部の演習科目の負担減を今後検討する。

また、地域創生専攻の完成年度後に、教員組織の充実化の検討も行うこととする。

### (2) 教員組織の年齢構成と定年規程の扱い

地域創生専攻開設時（令和5（2023）年4月）の教員組織（専任教員）の年齢構成は、60歳代2名、50歳代3名、40歳代1名で平均57歳である。本専攻の完成年度において規程に定める定年（65歳）（関東学院大学就業規則2・6退職）を超え、「関東学院大学特約教授に関する規程」により70歳まで延長する教員は、1名の予定である。

教員構成については、教育・研究活動を積み上げることの奨励により大学院担当者の後進を育成するとともに、外部から新たな人材を迎えることにより、組織の活性化とともに年齢構成のバランスを図り、教育研究の継続性、活性化等に努めていく。

（資料14 関東学院大学就業規則）

（資料15 関東学院大学特約教授に関する規程）

### (3) 教員組織の特色

教育研究のすそ野の広い地域創生専攻の関連分野を全て専任教員で賄うことは困難だが、研究指導教員（専任教員6名）は極力多様な分野を専攻する教員としている。各研究指導教員が1科目担当する専攻主要科目（自治体行政・社会保障・コミュニティ・社会システム・政策法務・地方創生）はそれを表している。なお、指導を受ける学生は当該指導教員の専攻主要科目が必修となるが、他の専攻主要科目を履修することもできる。

この6名の専任教員が他の講義科目（地域創生系科目・公法系科目）の一部並びに演習科目及び研究指導科目を担当するが、他の講義科目については、当該分野に精通する兼任又は兼任講師を配置する。特に、マネジメント系科目については、経済学研究科経

営学専攻の専任講師が担当することで充実化を図る。

研究指導科目のうち、「合同論文指導Ⅰ～Ⅳ」（修士論文を選択した場合）及び「合同リサーチペーパー指導Ⅰ・Ⅱ」（特定課題研究を選択した場合）は、主たる指導教員に加えて、他の研究指導教員全員を配置するほか、在籍する学生も全員参加し研究会方式により実施し、修士論文及び特定課題研究成果の指導を行う。

## 12. 施設・設備等の整備計画

### （1）校地、運動場の整備計画

本学は、神奈川県横浜市金沢区に金沢八景キャンパス（六浦・室の木校地及び六浦第2校地、校地面積91,374 m<sup>2</sup>（うち借用1,090 m<sup>2</sup>）、校舎敷地・運動場用地及び金沢文庫キャンパス（釜利谷校地、校地面積150,963 m<sup>2</sup>（全部所有）、校舎敷地・運動場用地を、横浜市中区に関内キャンパス（関内校地、校地面積2,648 m<sup>2</sup>（全部所有）、校舎敷地を、小田原市に小田原キャンパス（小田原校地、校地面積110,026 m<sup>2</sup>（うち借用871 m<sup>2</sup>）、校舎敷地・運動場用地を所有している。

金沢八景キャンパスには、体育館、運動場、テニスコート4面を、金沢文庫キャンパスには、体育館、陸上競技場、陸上競技場スタンド、運動場、野球場（屋内練習場併設）、野球場スタンド、テニスコート4面を整備している。また、小田原キャンパスには、体育館、運動場、テニスコート2面を整備している。

法学研究科は金沢八景キャンパスに設置されているが、令和5年4月に法学部とともに関内キャンパスに移転する予定である。

### （2）校舎等施設の整備計画

令和5年4月に開設される関内キャンパスの新校舎棟は通常の教室50室（大教室4、中教室6、小教室22、ゼミ室18）を備えるほか、学生が自主的に学習できるスペースとしてラーニングコモンズを2フロア290席、セミナールーム7室（136席）を用意している。法学研究科はこれらの施設を関内キャンパスに移転する学部（法学部、経営学部、人間共生学部コミュニケーション学科）と共同利用するが、大学院学生の学修環境を考慮して大学院専用演習室を2室、共同研究室を2室確保している。

また、コロナ禍のなかでの授業運営で培われたオンライン授業の技術を通常時の教育においても有効活用できるようにオンライン対応機器を配備し、とりわけ通信機能内蔵の高機能電子ホワイトボードを13台用意しているが、大学院専用演習室にも配備することになっている。

### （3）図書等の資料及び図書館の整備計画

関内キャンパス新棟の5階にデジタル図書室が設けられ、電子ブック約2万冊、電子ジャーナル約1万900種、データベース約60種を用意しているほか、約13,000冊の

図書を所蔵している。また、本学図書館が所蔵している 150 万冊の蔵書を自動貸出機等により取り寄せが可能となっている。

デジタル図書館であることから専用閲覧座席は 25 席にとどまるが、新棟 6 階から 8 階のラーニングコモンズが利用できるほか、6 階の 1 室は「サイレントルーム」とし、閲覧室としての機能を持たせている。

## 13. 管理運営

### (1) 研究科の組織体系と管理運営体制

本学大学院は現在、文学研究科（博士課程）、経済学研究科（博士課程）、法学研究科（博士課程）、工学研究科（博士課程）及び看護学研究科（博士課程）を設置している。その運営を掌る委員会として、各研究科に共通する重要事項を審議する「大学院研究科委員長会議」、各研究科の運営にあたる「文学研究科委員会」「経済学研究科委員会」「法学研究科委員会」「工学研究科委員会」「看護学研究科委員会」を設置しており、このたび設置する法学研究科地域創生専攻については「法学研究科委員会」により運営を行うこととなる。

各委員会における審議事項等は、以下のとおりである。

### (2) 大学院研究科委員長会議について

「関東学院大学大学院学則」第 49 条に基づき、大学院に、教学上の重要事項を審議するため、全学組織として「大学院研究科委員長会議」を設置している。その組織及び審議事項は次のとおりである。

<構成員>

- ・学長、副学長、研究科委員長、事務局長

<審議事項>

会議は、次の事項を審議し、学長に意見を述べる。

- ・大学院学則、規程及び内規の制定又は改廃に関する事項
- ・学位授与に関する事項
- ・各研究科指導教員の推薦に関する事項
- ・研究科委員会が学長に意見を述べた事項
- ・奨学生の選考当に関する事項

### (3) 法学研究科委員会について

法学研究科委員会の運営は、関東学院大学大学院法学研究科委員会規程に則り行う。法学研究科委員会は、当該研究科の授業を担当する専任教員をもって構成し、原則として毎月 1 回開催する。

委員会の審議事項は、本学大学院学則及び法学研究科委員会規程に基づき次のとお

りである。

- 1) 学生の入学及び課程の修了等に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 教育課程の編成に関する事項
- 4) 研究科担当教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 5) 学生の身分に関する事項
- 6) 研究科委員長候補者及び各種委員の選出に関する事項

また、上記のほか、学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について、また、学長等が求めた事項についても審議し、意見を述べるができることとしている。

#### **14. 自己点検・評価**

本学大学院学則第2条において、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを定めている。これに基づき、「関東学院大学自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検・評価制度を整備しており、自己点検・評価の目的及び実施体制や手続を明示し、学長の下で全学的・体系的・継続的に自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の実施体制については、大学自己点検・評価委員会を設置して、学長を委員長とし、副学長、学長補佐（自己点検・評価担当）及び学部長、研究科委員長その他の教育研究組織の長、教務部長、学生生活部長、事務局長を構成員としている。なお、同委員会には、自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループを設置している。

大学自己点検・評価委員会の下、学部・研究科その他の教育研究組織の自己点検・評価委員会等を設置している。また、教育研究組織と事務組織が適切な連携・連動を図り、教職協働による実施体制として整備している。

学長の諮問機関として、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価等を任務とし、構成員の半数以上を学外有識者とする大学評価委員会も設置している。

自己点検・評価の手続については、各学部・研究科等において、教育課程及びその内容、方法の適切性に関する点検・評価を年度ごとに実施している。点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループが全学的観点から総括し、当年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を設定し、学長に報告している。学長は、これらを受けて、大学自己点検・評価委員会を通じ、改善・向上に向けた取組み（次年度の事業計画）に適切につなげるよう当該組織に指示している。

なお、『自己点検・評価報告書』は本学 Web サイトにて公表しており、その評価項目は、公益財団法人大学基準協会が定める以下の大学評価基準に準じ設定している。



- 基準 1 理念・目的
- 基準 2 内部質保証
- 基準 3 教育研究組織
- 基準 4 教育課程・学習成果
- 基準 5 学生の受け入れ
- 基準 6 教員・教員組織
- 基準 7 学生支援
- 基準 8 教育研究等環境
- 基準 9 社会連携・社会貢献
- 基準 10 大学運営・財務

また、本学は、2020（令和2）年度に第3回目の大学基準協会による機関別認証評価を受審し、大学基準に適合しているとの認定（認定期間：2021（令和3）年4月1日から2028（令和10）年3月31日まで）を受けている。

以上のように、本学では、学長の下で全学的・体系的・継続的に自己点検・評価を実施しており、法学研究科では、これに基づき「関東学院大学大学法学研究科自己点検・評価委員会規程」を整備し、自己点検・評価を適切に実施している。

（資料 16 関東学院大学自己点検・評価委員会規程）

（資料 17 関東学院大学評価委員会規程）

（資料 18 関東学院大学大学院法学研究科自己点検・評価委員会規程）

## 15. 情報の公表

本学は、「関東学院グランドデザイン」の中の行動指針において、大学としての社会的説明責任を果たし、優れた機能体組織として事業を推進するために、情報を積極的に公開する旨定めている。本学は、従来から教育研究活動等の状況に関する情報については、ホームページ等により広く一般社会に公表してきており、次のような教育研究活動等に関する情報をホームページにより公表している。

なお、本学院は、教育研究機関として社会的説明責任を果たし、学院各校の教育研究活動等の質向上に資することを目的に、平成24年4月1日から学校法人関東学院情報公開規程を施行し、より幅広い教育研究情報の提供に努めている。

本学ホームページ「関東学院大学の情報」へのアドレス

<https://univ.kanto-gakuin.ac.jp/about-university/outline.html>

トップ>大学について>大学概要

1. 大学の教育研究上の目的に関すること  
理念・目的（建学の精神、校訓）、関東学院大学の3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針）、各学部、各研究科ページへのリンク
2. 教育研究上の基本組織に関すること  
関東学院大学の組織、学校法人の役員一覧
3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること  
職位別・男女別人数、大学設置基準上必要となる専任教員数、  
教員1人当たりの学生数、教員基礎情報（年齢・職階・教員数）、専任教員と非常勤教員の比率、大学教員役職名一覧、大学各種委員会・委員人数、教員の教育研究業績・学位
4. 入学者数、収容定員及び在学者数、卒業又は修了者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること、学生の状況など  
学生定員、在籍学生数、学生定員充足率、入学者数、入学者推移、  
退学者数・退学率、留年者数、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数、  
留学生在学状況、卒業者数・修了者数、大学院における学位授与状況、  
就職状況（職種別就職者数、就職率・進学率推移、主な就職先）、  
資格取得等実績
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること  
学部・学科の授業科目及び授業の方法、研究科・専攻の授業科目及び授業の方法、学部・  
学科の授業の内容、研究科・専攻の授業の内容、年間の授業計画の概要（Web シラバス）、  
ファカルティディベロップメント活動の状況、ファカルティディベロップメント活動に  
関する規程、授業評価アンケート報告書、カリキュラムマップ（フローチャート型、チェ  
ックリスト型）、履修モデル
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること  
学部・学科の卒業要件、研究科・専攻の修了要件、研究科・専攻の学位授与プロセス、  
成績評価基準、成績評価方法（Web シラバス）、取得可能学位
7. 校地・校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境に関すること  
各キャンパス施設概要（建物・運動施設等の概要）、校舎等の耐震化率、  
課外活動の状況、学生の厚生施設、学生の学習環境（図書館、パソコン教室、オープン情  
報処理施設）、各キャンパスへの交通手段

8. 授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること  
学費及び諸納付金、「高等教育の修学支援新制度」に係る申請書
9. 学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援に関すること  
学生の修学支援、奨学金制度、学生の進路選択の支援、学生の心身の健康等に係る支援、その他の支援（障がい者への支援、留学生への支援）
10. 国際交流・社会貢献等の概要  
海外の協定相手校、社会貢献活動、大学間連携、産官学連携
11. 財務情報  
財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、監事による監査報告書、財務状況を全般的に説明、経年推移の状況が分かる資料、事業報告書、過去の財務情報
12. 学部等の設置認可・届出、履行状況報告に関すること  
学部等の設置認可届出書、学部等の履行状況報告書、学部等廃止に係る学則変更届出書
13. 教員の養成の状況について  
教員の養成の目標および当該目標を達成するための計画に関すること、教員の養成に係る組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること、教員の養成に係る授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること、卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること、卒業生の教員への就職の状況に関すること、教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること
14. 自己点検・評価報告  
本学ホームページ「自己点検・評価報告」へのアドレス  
<https://univ.kanto-gakuin.ac.jp/about-university/self-inspection.html>  
トップ>大学について>大学の取り組み>自己点検・評価報告
- 認証評価結果（大学基準協会）、自己点検・評価報告書、大学基礎データ、大学評価委員会による評価報告 等

## **16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等**

### **(1) 全学的な取組み**

#### **① 教育改善に関する取組み**

大学全体として、組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を図るため、次のような活動を実施している。

全学部の講義科目を対象に、他教員の授業運営や講義手法について学ぶ機会として、各学期（セメスター）に公開授業期間を設けている。また、学生を対象に、学部では「授業改善アンケート」を、研究科では「教育・研究指導改善アンケート」を定期的にも実施しており、その結果を全学的に報告・共有し、組織的に授業改善へとつなげている。

毎年度、主として新任教職員を対象とする「教育実践力向上セミナー」、全教職員を対象とする教育をテーマとした「全学教員研修会」を開催しているほか、神奈川大学・横浜国立大学・横浜市立大学と「FD活動の連携に関する包括協定」を締結し、合同で「ヨコハマFDフォーラム」を開催している。

全学的な教育支援体制に関する諸施策の企画及び開発することや、組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を支援し、本学の教育の充実と発展に寄与することを目的に、高等教育研究・開発センターを設置している。同センターでは、この目的を達成するため、上記のFDに関する大学全体の取組みを企画・運営するとともに、カリキュラムマップの策定、ルーブリックの作成、アクティブ・ラーニング等の授業手法や、オンライン授業の手法の紹介等、多岐に渡って学部・研究科へのFD活動の支援を行っている。

## ② 研究活動の活性化等に関する取組み

研究の全学的推進及び総合的向上に加え、研究を通じて本学の社会的使命を達成することを目的に、総合研究推進機構を設置している。同機構では、公的研究費の適切な管理体制の整備やコンプライアンス及び研究者倫理の保持に向けて、必要な啓発、教育、研修の計画を策定し、継続的に実施している。

研究活動におけるリスクマネジメントの強化、研究倫理教育及びコンプライアンス教育等の実施や公的研究費の制度・執行に関する学内説明会の開催等に取り組み、全学的な研究活動の活性化等も図っている。

## (2) 法学部・法学研究科の取組み

法学研究科の教員は、兼任教員として法学部にも所属している。

法学部では、年度ごとに教員研修会を実施し、カリキュラム改正や研究倫理等をテーマにしている他、「関東学院大学法学部FD委員会規程」を定め、さまざまなFD活動を推進している。例えば、「授業改善アンケート」の結果に基づくFDとして、同アンケートの評定平均値が高い科目を担当する専任教員に授業に際して心がけていることや工夫していることについての回答を共同研究室に掲示して、授業改善につながるノウハウの共有を行っている。

これに加え、法学研究科でも、「関東学院大学法学研究科FD委員会規程」を定め、大学院特有のFDに取り組んでいる。例えば、「教育・研究指導改善アンケート」結果の検討を行っているほか、学生と教員との懇談会を毎年実施し、「施設・設備」「カリキュラム・指導体制」などの要望等を聴取した結果の検討と併せて、改善に取り組んでいる。また、大学院教員による講演会を実施し、最新の学術動向についての知見を共有している。

(資料 19 関東学院大学高等教育研究・開発センター規程)

(資料 20 関東学院大学法学部FD委員会規程)

(資料 21 関東学院大学大学院法学研究科FD委員会規程)